## 立看板の設置条件の緩和とその前提条件について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2019年4月16日)

京都大学立看板規程が施行されてから一年が経過しようとしており、最近では(私の知る限りでは)規程制定前から立看板を設置してきた学内学生団体から当該規程に対する不満は特に聞かれず、「表現の自由」などを神輿に担いだ(やや的外れにも思われる)主張をする個人・団体等が一部に残るのみのように見えます。したがって、当該規程やそれに関連する規程の定めた設置基準はおおむね学内の学生には受け入れられているものと思います。

しかしながら、京都大学立看板規程施行前には黙認されてきた設置場所のいくつかは、学内 学生や近隣住民に対して宣伝等をするうえで効果的な、大きな設置需要がある場所である と考えられます。

構内については、特に吉田南 4 号館前の広場がそれに該当し、立看板規程では第 11 条を利用して許可をとれば設置が可能ですが、その具体的な手続きが不明確であるためか、第 11 条を利用している事例は(私の知る限りでは)見られません。手続きが明確かつ簡単であれば、あるいは元から設置許可が不要であれば、学内学生団体がそういった場所に立看板を設置しやすくなり、学内学生団体の利益・課外活動の振興になると考えます。

構外に向けたものについては、特に百万遍交差点前や東大路通沿い、東一条通沿いの擁壁が該当し、「百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にすることについて」「同 (2)」「同 (3)」に対するご回答より京都大学当局としては如何ともし難いものと理解しておりますが、そういった宣伝効果の高い場所に立看板を設置したいと強く願う学内学生がそれを叶えるための方策を立てやすくするためにも、京都大学としてその設置を妨げない(京都大学立看板規程を改正する)ための前提条件を明確にすべきであると考えます。

以上より、以下の通り要望・質問いたします。

- 1. 京都大学構内において、特に長年立看板が設置されてきた場所(特に吉田南4号館前広場)について、京都大学立看板規程第11条の手続きを明確化・簡略化する、あるいは許可の必要が無いよう立看板の設置場所を定める規程を改正することを要望します。
- 2. 「構外に向けた立看板が設置されてきた場所、特に擁壁のある場所については、安全面に問題がなくとも、京都市の条例や道路法等の法令の都合上、立看板の設置を"京都大学当局の独断では"認めることができない」という理解でよろしいでしょうか。違うのであれば、その理由について詳しくお聞かせください。

- 2´. 2で述べたような理解でよいのであれば、「京都大学当局は『構外へ向けた立看板が擁壁に設置できないことについて京都大学当局を批判したり、京都大学当局に改善を要求するのは筋違いであるので、もし不満があって解消したいのであれば適切な相手に働きかけてもらいたい』と考えている」と見ても構わないでしょうか。
- 3. 2 で述べたような理解でよいのであれば、「もし将来的に法令上の問題が解消(法令等が改正、立看板が道路にはみ出さないように設置することにするなど)され、なおかつ安全上の問題が解消され、京都大学の構成員(学生を含む)から擁壁等に立看板が設置できるようにするための立看板規程改正の要望・要求等があった場合には、その求めに応じることができる」と考えてよいでしょうか。よくないのであれば、その理由を詳しくお聞かせください。
- 4. 3 で述べたような考えでよいのであれば、もし 3 で述べたような条件(法令上の問題の解消と安全上の問題の解消)が整い、京都大学の構成員から立看板規程改正の要望・要求等があった場合には、その求めに応じるよう要望します。

以上、ご回答よろしくお願いいたします。

【回答】(回答日:2019年5月14日)

(総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

- 1. 規程第11条の手続きに基づき学生が立看板を設置したい場合、教育推進・学生支援部厚生課に相談してください。
- 2. これまで学生諸君に度々周知してきたことではありますが、本学外構周辺の立看板については、京都市から、「京都市屋外広告物等に関する条例に抵触しており、道路にはみ出すと不法占用になり、強風による倒壊など危険を及ぼすことになりかねない」などの指導を受け、また、本学周辺の住民の方々からも、「歩行者に危険である」等のご指摘を受けました。これらを真摯に受け止め、京都市にある大学として社会的責任を果たすため、本学の判断として京都大学立看板規程を制定したものです。
- 2′. 3. 4. 2. の意見で書かれているような理解ではないのでお答えできません。